

お知らせ

令和4年10月1日より

「紹介状なし」で受診する場合の  
選定療養費が改定されます。

★★初診の科を受診する際に、紹介状がない場合は、  
受診科ごとで選定療養費のご負担となります★★

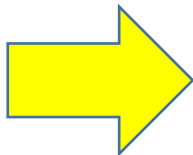
厚生労働省の令和4年度診療報酬改定に伴い、200床以上の地域医療支援  
病院では、初診時の選定療養費を7,000円以上、再診時は3,000円以上、診療  
費とは別に徴収することが義務化されました。

医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省に制定された制度です。

初診時の選定療養費  
【診療科ごとにご負担していただく費用です】

他の医療機関からの紹介状をもたない初診の患者様に、診療費とは別に  
ご負担いただく費用です。

令和4年9月30日まで  
5,500円(税込)

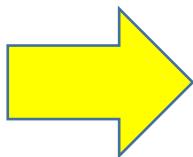


令和4年10月1日から  
7,700円(税込)

再診時の選定療養費  
【診療科ごとにご負担していただく費用です】

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者様が、引き続き当院へ受診を自  
ら希望され、紹介状をもたずに当院へ受診された場合、又は当院へかかりつけ  
以外の科を別日に受診された場合は、診療費とは別に  
ご負担いただく費用  
です。

令和4年9月30日まで  
2,750円(税込)



令和4年10月1日から  
3,300円(税込)

※徴収の対象とならない方

- ・他の医療機関の紹介状をお持ちの方(接骨院・整骨院を除く)
- ・救急車で来院して緊急な診療を必要とした方
- ・公費負担医療制度の受給者の方

【※子ども医療、母子医療の方はご負担となります。】

